

## 議題 1 地域包括支援センターについて

## 1 目的

地域包括支援センターは、包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

(介護保険法第 115 条の 46)

## 2 業務の内容

## ●多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(同法第 115 条の 46 第 6 項)

## ●包括的支援事業

- ①介護予防ケアマネジメント (同法 115 条の 45 第 1 項第 2 号)
- ②総合相談・支援 (同法 115 条の 45 第 1 項第 3 号)
- ③権利擁護 (同法 115 条の 45 第 1 項第 4 号)
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援 (同法 115 条の 45 第 1 項第 5 号)

## ●その他

- ①二次予防事業対象者の把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業

## ●介護予防支援業務

(同法 115 条の 22)

## 3 職員構成

- ・保健師
- ・主任介護支援専門員
- ・社会福祉士 については各 1 名以上配置すること
- ・その他

## 4 春日井市における現状

市内 10 箇所に設置 (7 法人に委託)

## 5 平成 26 年度の地域包括支援センター委託料

委託料合計 270,650,000円

※担当地区における 65 歳以上の人口で算定

7 千人以上… 2,819 万円×5 ヶ所… 14,095 万円

7 千人以下… 2,594 万円×5 ヶ所… 12,970 万円